

企画競争実施の公示

平成30年1月15日

国土交通省関東地方整備局
甲武宮繕事務所長 丸田 智治

関東地方整備局甲武宮繕事務所（立川防災合同庁舎内）の福利厚生施設の営業を希望する者の募集を、次のとおり公示する。

1. 経営委託概要

(1) 企画競争に付する事項

立川防災合同庁舎内における自動販売機の設置及び経營業務

(2) 募集対象業者

上記(1)について自動販売機（飲料水の販売）の設置及び経營業務を希望する者 1者

(3) 募集対象施設の概要

- ①施設名 立川防災合同庁舎
- ②所在地 東京都立川市緑町3567
- ③自動販売機の設置台数 1階：1台
- ④入居官署職員数 約20人

(4) 営業期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、必要に応じて、5年を超えない範囲で期間更新ができるものとする。

(5) 営業の条件等

別紙1のとおり。

(6) 利用状況

企画競争実施に係る説明書のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②平成28、29、30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、当該参加資格を確認するため、平成28、29、30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④企画提案書等の提出期限の日に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料水の販売」に関する記載

があること。個人事業主の場合は、会社等概要（様式2）の事業内容欄において、「飲料水の販売」についての記載があること。

- ⑥企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）
- ⑦企画提案書提出期限の日において、食品衛生法（昭和22年2月24日法律第233号）第54条若しくは第55条又は第56条の規定による処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。
- ⑧設置する飲料水の自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法：平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月）」の内、役務（飲料自動販売機設置）の判断基準を満たしていること。
- ⑨法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ⑫役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- ⑬役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭暴力団又は暴力団員及び⑩から⑬までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 企画提案書の評価項目及び基準

- (1) 業務の受注実績等
- (2) 実施体制
- (3) 販売品目等の提案内容
- (4) 国有財産使用料への加算額

※ 詳細は企画競争実施に係る説明書のとおり。

4. 手続等

- (1) 担当部局
〒190-0014 東京都立川市緑町3567
国土交通省 関東地方整備局 甲武営繕事務所 総務課 専門官
(立川防災合同庁舎1階)
TEL 042-529-0011
FAX 042-529-0014
- (2) 説明書の交付日時、場所及び方法
1) 期間 平成30年1月15日(月)から平成30年2月2日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
2) 場所 上記(1)に同じ。
3) 方法 交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
1) 期限 平成30年2月2日(金) 17時00分
2) 場所 上記(1)に同じ。
3) 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 施設等見学
施設及び設備等の見学は随時受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記(1)の問い合わせ先に連絡(電話又はFAX)のうえ、その指示に従うこと。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無
実施しない。

5. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業者に決定されたときには、甲武営繕事務所を経由して内閣府大臣官房会計課長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払うものとする。

使用許可期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度毎に更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられるものとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は企画提案者側の負担とする。
(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。
(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、又は国有財産使用料加算額提案書において、当方の算定した国有財産使用料の金額を減額させることとなる提案を行った場合は、当該企画提案書は無効とする。
(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、国有財産法に基づく使用許可手続の完了までは、国との権利関係を生じるものではない。
- (8) 国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2. ②に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も企画提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、企画提案書の提出期限のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) その他の詳細は企画競争実施に係る説明書による。

営業条件（自動販売機）

項 目	営 業 条 件
施設の目的	甲武営繕事務所の職員及び関係者来庁時等の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成30年4月1日
営業日	年中無休で24時間営業とする。
販売品目及び価格	提案を基本とする。 庁舎1階に飲料水用の自動販売機1台を設置すること。なお、販売商品の多様化をはかること。
販売機の機能等	飲料水自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月）」の内、役務（飲料自動販売機設置）の判断基準を満たしていること。
機械の管理	自動販売機は、営業業者が用意し管理すること。 機械を固定するなどの安全管理措置を講じること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品の詰め替えは、営業業者において行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の庁舎外搬出等は、営業業者において行うこと。
国有財産使用許可期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。 ただし、双方に特段の事情がなければ、許可期間は年度ごとに更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新による許可が受けられる。
国有財産使用料	使用料は当方において算定した金額に提案された加算額を加え、その合計金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。使用料は原則として年1回の納付とする。（占有面積について実測し、小数点以下第3位を切り捨てる。） 平成29年度における1か月間・1㎡当たりの使用料は消費税相当額を含めて1,030円であるが、平成30年度の使用料の確定は平成30年3月末の予定であるため、平成29年度の使用料を当方の算定額とし、加算額を加えるものとする。なお、平成29年度の使用料と提案された加算額の合計金額が、当方の平成30年度の使用料の算定額を下回った場合には、平成30年度の使用料の算定額を国有財産使用料とする。
光熱水料	施設経営に要する光熱水料は営業業者の負担とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、営業業者が全責任を負うものとする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業業者が行うものとする。
庁舎への出入り等	立川防災合同庁舎管理規則に従うものとする。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

①自動販売機による飲料水等の販売営業は職員及び関係者来庁時等の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用をしないこと。
②営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③自動販売機による飲料水等の販売営業において得た権利等の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
④営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び関係者来庁時等の利用しやすいものにする。
⑤従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は自動販売機設置者の責任において行うこと。
⑥国有財産使用許可の期間は年度毎に更新することとし、当初許可日から最長5年間まで更新できるものとする。 許可期間満了又は許可の取消があった場合は、速やかに自らの負担において施設等の現状回復を行うこと。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合、その他許可者が特に承認したときは、この限りではない。
⑦使用を許可された物件については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、維持保全のために通常必要とする修繕費及びその他の経費については許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
⑧使用を許可された物件について、修繕・模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
⑨営業業者が許可条件に違背したとき又は国において使用を許可した物件を必要とするときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。
⑩許可を取消された場合は、使用を許可された物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。
⑪維持使用についての現地調査及び所要の報告を求められた場合はそれに応じること。
⑫営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。